

## ● 1 収容人員の算定

収容人員の算定は、規則第 1 条の 3 の規定によるほか次によること。

- (1) 規則第 1 条の 3 第 1 項表中の令別表第 1(1)項の「客席の部分」とは、観客等が観覧等の用に供する部分をいうが、そのうちの通路部分は収容人員の算定部分から除くものであること。
- (2) 規則第 1 条の 3 第 1 項表中の令別表第 1(1)項の「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいう。なお、ソファ等で常時同一の場所に置かれ、容易に移動できないものも該当するものであること。☆
- (3) 前記(2)の「容易に移動できないもの」とは、一般の人が 1 人で 3 秒以内に 1m 以上移動させることができないものをいう。
- (4) 規則第 1 条の 3 第 1 項表中の令別表第 1(1)項の「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の非固定式のいす席の部分及び寄席等の棧敷席をいう。
- (5) 規則第 1 条の 3 第 1 項表中の令別表第 1(1)項の「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客等が立って観覧等の用に供する部分をいうが、そのうちのいす席の延長部分及び出入口の扉の回転部分は収容人員の算定部分から除くものであること。
- (6) 廊下（病院等で待合室的に使用する部分は、除く。）、階段及び便所は、収容人員の算定部分から除くものであること。
- (7) セレモニーホール、旅館、ホテル等の会席場・食堂等の部分で、利用者が当該防火対象物の従業者及び会葬者・宿泊者等に限定されるものにあつては、当該部分の算定人員を全体の収容人員に含めないものであること。  
なお、この場合において階ごとに算定する場合は、当該部分を 3㎡で除するものとし、その数が全体の収容人員の数を超える場合にあっては、その階の収容人員は、全体の収容人員の数であること。  
◇(7)平成 26 年 1 月 1 日改訂
- (8) 削除
- (9) 長いす、立見席及びその他の算定対象部分が複数あるときは、それぞれの長いす、いす席及びその他の算定部分ごとに算定したもの（1 未満の端数は切り捨てる。）を合算すること。
- (10) ピアガーデン等屋上を使用する場合は、その部分の面積等により収容人員を算定すること。  
◇(10)平成 24 年 1 月 1 日追加  
◇(8)平成 29 年 1 月 1 日削除

## ● 2 従業者

従業者の数は、次によること。

- (1) 正職員又は臨時職員の別を問わず平常時における最大の勤務者数とすること。ただし、3 日以内の臨時及び短期の雇用者は、従業者数に含まないものであること。
- (2) 交代勤務者は、交代時ではなく通常の勤務状態での最大の勤務者数とすること。ただし、交代を含めて 2 時間以上重複して勤務する場合は、交代時を含めて最大となる勤務者数とすること。
- (3) 固有の机を持つ外勤者は、従業者数に含まれるものであること。
- (4) 複数階で勤務するものは、階ごとの算定には含まれるものであるが、全体の収容人員に重複して算定はしないものであること。
- (5) 従業者のみが利用する会議室、社員食堂等の多数の者が一時に使用する部分の収容人員の算定にあつては、その部分を 3㎡で除して得た数を当該部分の従業者数とするが、その数が全体の従業者数を超える場合は、全体の従業者数を当該階の従業者数とすること。

◇(6)平成 24 年 1 月 1 日追加

◇平成 28 年 4 月 1 日削除

## ● 3 防火対象物別の収容人員の取扱い ★

- (1) 施行令別表第 1(1)項  
結婚式場、葬祭場等で、同一階において葬儀等に使用する部分と宴会・会席等に使用する部分が同時に使用されることがないものは、いずれか大なる数をその階の収容人員とすること。  
◇平成 26 年 1 月 1 日追加
- (2) 施行令別表第 1(2)項  
ア ボーリング場のレーン部分は、レーンに付属する固定式のいす席の数 ★  
イ ビリヤード台は、1 台につき 2 人 ★  
ウ マージャン台は、1 台につき 4 人 ★  
エ ルーレット台等の人数が限定されないものは、当該台の寄り部分を除いた数  
オ 機械器具の使用者数によりがたい場合は、その遊戯に使用する部分の床面積を 3㎡で除した数  
◇オ平成 24 年 1 月 1 日追加
- (3) 施行令別表第 1(4)項  
規則第 1 条の 3 第 1 項表中の令別表第 1(4)項の「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（便所等は除く。）をいい、売場内の商品陳列ケース及び通路部分を含むものであること。ただし、床等に固定された容易に移動できない陳列ケース部分は除くことができるものであること。☆
- (4) 施行令別表第 1(5)項  
ア ダブルベッド及び 2 段ベッドは、ベッド数を 2 とすること。  
イ 規則第 1 条の 3 第 1 項表中の令別表第 1(5)項の「簡易宿泊所」とは、ユースホステル、山小屋及び簡易宿泊所の類をいうものであること。  
ウ 規則第 1 条の 3 第 1 項表中の令別表第 1(5)項の「主として団体客を宿泊させるもの」とは、構造及びその利用の実態から団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの又は通常時に宿泊者 1 人当たりの床面積が概ね 3㎡程度の使用状態となるものをいう。  
エ 1 つの客室に和室と洋室が混在するものは、それぞれの部分について算定した数を合算すること。ただし、スイートルーム等で、これらが同時に使用されないことが明らかなものは、この限りでない。  
オ 和室の場合の宿泊室の面積には、床の間、浴室及び便所等は含まれないものであること。  
カ 簡易宿泊所等で客室が 3㎡未満の場合は、当該客室の収容人員を 1 人とすること。  
キ 共同住宅等で、消防同意時に収容人員の確定していない場合は、次によること。  
ア 居室の数が 1：1 人  
イ 居室の数が 1 で、その部分の面積が 50㎡以上：2 人  
ウ 居室の数が 2：2 人  
エ 居室の数が 3 以上：3 人  
なお、ダイニングキッチンが居室として数えること。◇キ平成 16 年 7 月 1 日追加  
ク メゾネット式の共同住宅部分については、住戸ごとに主たる出入口のある階に各階の居住者数について合算したものをその階の各住戸の収容人員とすること。例えば、1 階に主たる出入口があるメゾネット式の共同住宅の場合は、1 階から 3 階までの各階の収容人員の合計が 1 階の収容人員となり、2 階及び 3 階の収容人員は 0 人となる。  
◇ク平成 26 年 1 月 1 日追加
- (5) 施行令別表第 1(6)項  
ア 規則第 1 条の 3 第 1 項表中の令別表第 1(6)項の「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、手術室及び治療室は、含まれないものであること。  
イ 規則第 1 条の 3 第 1 項表中の令別表第 1(6)項の「病床」とは、収容患者の寝床をいい、ベッド数を収容人員の数とし、畳式の場合にあつては、通常時の当該部分の収容者数とすること。従って専ら診察又は診療の用に供するベッド、診察台は

## ◇ 収容人員

病床には該当しない。 ☆

◇イ平成 25 年 1 月 1 日一部追記

ウ 産婦人科にあつては、未熟児又は新生児を収容する施設数も収容人員に含まれるものであること。 ☆

エ 廊下を待合室として使用する場合は、廊下の部分を待合室の面積として算定すること。ただし、廊下の規模、使用方法等から、前記の算定方法では防火対象物の実態に即さないと判断できる場合（総合病院などの廊下で比較的規模が大きいもの等）は、建基令第 119 条で規定する幅を除いた部分を待合室の面積として算定すること。 ☆

◇工平成 25 年 1 月 1 日追加

◇工平成 31 年 4 月 1 日改訂

(6) 施行令別表第 1(9)項

ア 規則第 1 条の 2 第 1 項表中の令別表第 1(9)項の「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、ボイラー室等は、含まれないものであること。

イ 浴場に従属するトレーニングルーム等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

(7) 施行令別表第 1(10)項

車両の駐車場の従業員には、従属する売店等の従業員も含まれるものであること。

(8) 施行令別表第 1(17)項

ア (17)項の防火対象物は(17)項に掲げる防火対象物又はその部分であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることから、消防用設備等の収容人員の算定については、(17)項を含め、それぞれの用途で算定し、いずれの用途をも満たす消防用設備等を設置すること。

イ 防火管理等に係る全体の収容人員は、(1)項から(16)項又は(17)項で算定したうちの大きな数とすること。

◇(8)平成 26 年 1 月 1 日追加

---

## ■ Q & A

**(利用者が特定されている集会場の取扱いについて) ☆**

Q 昭和 48 年 9 月 3 日消防令第 22 号「利用者が特定されている集会場は令別表第 1(15)項で規制できないか」と昭和 52 年 11 月 16 日消防予第 218 号「地区公民館の収容人員の算定について」の関連性について

A 前段は令第 32 条を規定し、消防用設備については(15)項に準じた取扱いをしてもよいとの回答である。従って収容人員にかかる消防用設備（警報設備、避難器具）については(15)項に準じた収容人員の算定方法でよい。

後段については集会場であるため規則第 1 条による収容人員の算定方法により防火管理者の要否を判定する。(昭和 57 年 2 月 24 日県消防防災課回答)